

## 期日指定定期預金

2018年6月1日現在適用中

項目	内容
1. 商 品 名	期日指定定期預金
2. 販 売 対 象	個人の方
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最長3年</li> <li>・ 満期日は、この預金の全部または一部について、預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。</li> <li>・ 最長預入期限（3年）を満期日とする場合は、預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いができます。</li> </ul>
4. 預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<p>一括預入</p> <p>1円以上300万円未満（総合口座の場合は1万円以上）</p> <p>1円単位</p>
5. 払 戻 方 法 (一部解約機能)	<p>満期日以後に一括して払戻します。</p> <p>据置期間（1年）経過後であれば1万円以上（1万円単位）で一部解約が可能です。</p>
6. 利 息 (1)適用金利 (2)利 払 頻 度 (3)計 算 方 法	<p>預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。</p> <p>①預入日から1年以上2年未満の場合 期日指定定期預金「1年以上」利率</p> <p>②預入日から2年以上の場合 期日指定定期預金「2年以上」利率</p> <p>預入日から払戻日までの日数について、上記①②の利率により1年複利の方法で計算し、満期日以後に一括して支払います。</p> <p>付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算とします。</p>
7. 手 数 料	特に定めはありません。
8. 課 税 方 式	<p>分離課税（税率20%）</p> <p>※ただし、「復興特別所得税0.315%」が付加される2013年から2037年までの間にお受取りになる利息には、20.315%の税金がかかります。</p> <p>マル優でのお取扱いもできます。</p>
9. 付 加 可 能 特 約 事 項	自動継続扱い（1万円以上）のものは総合口座の担保とすることができます。



10. 中途解約時の 取 扱 い	<p>原則中途解約はできません。しかし、当行がやむをえないものと認めて中途解約する場合は以下の中途解約利率により1年複利計算した利息とともに払戻します。</p> <p>(中途解約利率)</p> <p>①預入日より6ヵ月未満の場合は、解約日における普通預金利率を適用します。</p> <p>②預入日より6ヵ月以上経過後の場合は、預入時の2年以上利率に下記掛け目を乗じて算出した利率(小数点第4位以下は切り捨て)を適用します。</p> <p>ア. 6ヵ月以上1年未満 40%</p> <p>イ. 1年以上1年6ヵ月未満 50%</p> <p>ウ. 1年6ヵ月以上2年未満 60%</p> <p>エ. 2年以上2年6ヵ月未満 70%</p> <p>オ. 2年6ヵ月以上3年未満 90%</p> <p>(ただし、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。)</p>
11. 金利情報の 入 手 方 法	店頭の金利表示ボード・窓口・ホームページでご確認ください。
12. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通型の場合、満期日以後の利息は、解約日または書替え継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。</li> </ul>
13. お客さまへの 重要説明事項	当該商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

当行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先：全国銀行協会相談室（TEL 0570-017109 または 03-5252-3772）